

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 5月18日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき <u>7,300円</u></p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき <u>2,150円</u></p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき <u>3,100円</u></p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき <u>3,550円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 県立病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 夜間看護等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき <u>6,800円</u></p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき <u>2,000円</u></p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき <u>2,900円</u></p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき <u>3,300円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第14条第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。